

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(許可等申請手数料の額) 第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、 同表に掲げる区分に応じた額の手数を納付 しなければならない。		(許可等申請手数料の額) 第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、 同表に掲げる区分に応じた額の手数を納付 しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
(1)～(1)の2 省略		(1)～(1)の2 省略	
(2) 法第43条第2項第1号の規定による建 築の認定を申請する者	3万3,000円	(2) 法第43条第1項ただし書の規定による 建築の許可を申請する者	3万3,000円
(2)の2 法第43条第2項第2号の規定による 建築の許可を申請する者	3万3,000円	(3)～(33) 省略	
(3)～(26) 省略			
(26)の2 法第85条第6項の規定による仮設 興行場等の建築の許可を申請する者	12万円		
(27)～(33) 省略			